
平成23年度

第2版

特例退職被保険者制度 のしおり



そごう・西武健康保険組合

〒220-8510

横浜市西区高島2-18-1

Tel. 045-461-7619

平成23年9月

特例退職被保険者制度は、そごう・西武健保組合に加入する事業所を退職された方々のための制度です。現役と同様の保険給付を受けることができ、ほぼ同様の付加給付や保健サービスを後期高齢者医療制度に該当するまで受けることができます。

【重要】 健保財政の悪化に伴い、特例退職被保険者制度については平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止の方針が平成 23 年 7 月 26 日の組合会で承認されました。
今後手続きを進め、最終的に廃止が決定した場合は下記のとおりとなります。
特例退職被保険者制度へ加入される場合は、充分ご理解の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

《廃止が決定した場合》

加入期間は平成 24 年 3 月 31 日までとなり、4 月 1 日以降は国民健康保険に加入いただきます。任意継続制度に再度加入することはできません。

1. 加入資格

- ◆ 60 歳以上で老齢厚生年金の受給（申請）者で、かつ、そごう・西武健保組合の被保険者期間（※）が 20 年以上ある方、または 40 歳以降に 10 年以上ある方

※旧そごう健保組合、旧シニアマルチンググループ 健保組合の被保険者期間は合算します。

任意継続制度に加入されていた期間は加算されません。

※法人の事業主は加入することができません。

※60 歳以上で一度国民健康保険に加入した場合は、加入できません。

2. 保険給付

- ◆ 医療を受ける際に支払う一部負担金は現役と同じ 3 割負担です。
※70 歳～74 歳は現在 1 割負担です。
- ◆ 現役と同様の付加給付となりますが、傷病手当金の受給はありません。

3. 保健サービス

- ◆ 人間ドックの費用補助を受けることができます。
- ◆ 特定健康診査（40 歳～74 歳の方対象）を受診できます。
- ◆ 機関誌「お元気ですか」をご家庭にお送りします。
- ◆ 家庭用常備薬の斡旋やメンタルヘルスカウンセリングをご利用いただけます。

4. 保険料(平成 23 年の保険料＝標準報酬月額×保険料率)

【9 月までの徴収分】

① 65 歳未満の方は14,678 円です。(健康保険料＋介護保険料)

健康保険料 12,556 円 (172 千円×73/1,000)

介護保険料 2,122 円 (172 千円×12.34/1,000)

※標準報酬月額は、前年の 9 月 30 日現在における現役(任意継続を含む)の平均標準報酬月額と平均賞与額の 1/12 を合算した 2 分の 1 の額です。平成 23 年度は 172 千円です。

② 65 歳以上の方は12,556 円です。(健康保険料のみ)

健康保険料 12,556 円 (172 千円×73/1,000)

【10 月以降徴収分】

① 65 歳未満の方は16,054 円です。(健康保険料＋介護保険料)

健康保険料 13,932 円 (172 千円×81/1,000)

介護保険料 2,122 円 (172 千円×12.34/1,000)

※標準報酬月額は、前年の 9 月 30 日現在における現役(任意継続を含む)の平均標準報酬月額と平均賞与額の 1/12 を合算した 2 分の 1 の額です。平成 23 年度は 172 千円です。

② 65 歳以上の方は13,932 円です。(健康保険料のみ)

健康保険料 13,932 円 (172 千円×81/1,000)

※介護保険料は原則として老齢厚生年金から天引きされます。

5. 資格の取得

◆ 申出書が当健保組合で受理された日が取得日となります。

6. 資格の喪失

◆ 次の事由に該当したときは、資格を失います。

(下記に該当する場合は速やかに当健保組合へご連絡下さい。)

①後期高齢者医療制度による医療を受けることができるようになったとき。

②一般被保険者となったとき。(会社等に就職したとき)

③保険料が毎月 10 日(納期限日)までに納付されないとき。(保険料未納で喪失、および特退喪失後国民健康保険に加入した場合は再加入できません)

④海外に居住するようになったとき。

⑤被用者保険の被扶養者となったとき。

⑥生活保護を受けることとなったとき。

⑦死亡したとき。

※①については、該当月前に健保より案内文を送付します。

※資格喪失後も給付・還付が発生する場合があります。

ゆうちょ銀行の口座は 3～4 ヶ月解約をしないようお願いいたします。

7. 手続き

①退職後20日以内に「特例退職被保険者資格取得申出書」を提出して下さい。

●添付書類：住民票、年金証書（写）、直近の年金振込通知書（写）

※老齢厚生年金申請中の方は退職日から3ヵ月以内にご提出下さい。

②扶養家族のある方は「被扶養者申請書」を①と一緒に提出して下さい。

●添付書類：住民票、課税証明書、あわせて年金証書（写）等

申請と同時に

③初回分（取得月）の保険料を下記の口座にお振込下さい。

三菱東京UFJ銀行心斎橋支店		普通預金	31579
フリガナ	ソゴウセイブケンコウホケンクミアイ		※注（・は入れないで下さい）
口座名義人	そごう・西武健保組合		

④ゆうちょ銀行・郵便局にて保険料（加入翌月分以降）の自動引落手続きをおとり下さい。

【手続きに必要なもの】

● ゆうちょ銀行通帳 ※お持ちでない方は新たに口座開設願います。

● 印鑑

● 自動払込利用申込書（用紙はゆうちょ銀行・郵便局にあります。）

● 自動払込利用申込書記入例（3頁参照）

8. 保険料の払込方法

◆ 加入翌月分以降の保険料の払込は、ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし制度をお願いいたします。

この制度は、ゆうちょ銀行口座から毎月1日（但し、土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）に自動的に引き落としさせていただく制度です。

◆ 引き落とし前日までにゆうちょ銀行口座に所定の保険料と手数料をご入金いただければ、保険料未納の心配ありません。

（払込手数料は1回につき10円ですみます。）

◆ 指定日（毎月1日）に（口座残高不足等で）自動引き落としができなかった場合はご連絡をさせていただきますので、三菱東京UFJ銀行口座（2頁7-③参照）へ10日までにご送金下さい。

【自動払込利用申込書の記入例】

自動払込利用申込書

お 申 込 人	☐ おところ	(〒 -) (ご連絡先電話番号 - -)	
	(フリガナ)		
	☐ おなまえ	あなたのお名前をご記入ください。	様
	☐ 記号番号	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)	番 号(右詰めでご記入ください。)
		1 通帳の記号 0 ※	番号をご記入ください。

※お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。

※払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

払 込 先	☐ ご加入者名	そごう・西武健康保険組合		
	☐ 口座番号	0 0 2 8 0 - 0 - 6 7 4 8 5		
☐ 払込開始月	平成 23 年 11 月 から	☐ 払込日	毎月 1 日	土曜、日曜、祝日の場合は翌営業日
☐ 払込金の種別 〔該当のものに○をしてください。〕	資格取得月から2ヵ月目をご記入ください。 例)平成23年10月に資格取得の場合		「1日」とご記入ください。	
			「各種保険料 28」に○をしてください。	
	各種保険料 28			

用紙はゆうちょ銀行にありますので、ご記入の上、窓口に提出して下さい。

払込先欄の 加入者名は 「そごう・西武健保組合」

口座番号は 「0 0 2 8 0 - 0 - 6 7 4 8 5」 とご記入下さい。

9. 保険料の納付期限

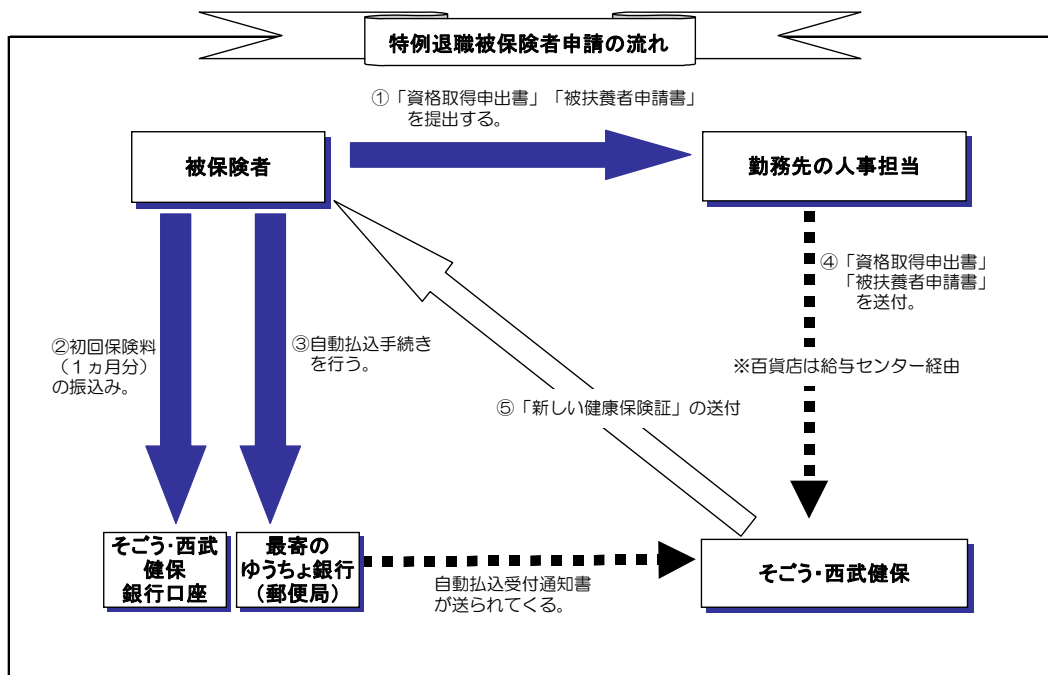
- ◆ 資格取得月の保険料は（原則として）資格取得日から20日以内に、納付願います。翌月分からは、その月の10日までに納付いただきます。

※10日（納付期限日）までに納付されない場合、その月の11日（納付期限翌日）で被保険者資格を喪失しますのでご注意下さい。

但し、10日が土・日・祝日の場合は翌日が納付期限日になります。

10. 申請の流れ

※ 会社を退社されている方は、直接、そごう・西武健康保険組合へ申請書等を送付して下さい。



11. その他

- ・被扶養者に異動があった時はすみやかに（5日以内）「被扶養者申請書・被扶養者変更申請書」をご記入のうえ、そごう・西武健保組合に提出して下さい。
- ・住所変更、保険証の紛失等が生じた場合は所定の届出用紙があります。
そごう・西武健保組合までお問い合わせ下さい。
- ・ご自宅にパソコンがある方は、各種申請用紙・各種届出用紙をそごう・西武健保組合ホームページから簡単に印刷することができます。

《<http://www.kenpo.gr.jp/sogo-seibu/>》